5/4 朝日

防衛費に借金 国会を軽視

憲法を考える 下

歴代政権の答弁から一転

禁じ手解除 安倍氏の主張

岸田政権が進める防衛力強化で戦後日本の基本政策を転換したのは、敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有だけではない。これまで政府が封じていた借金による防衛費の調達にも踏み込んだ。この動きも、憲法を形骸化させかねない。

「かつて日本は戦時国債を乱発し、軍拡も戦線拡大もとめられずに敗戦し、財政も破綻状態となった」「建設国債での防衛費調達を撤回する考えはないか」

立憲民主党の泉健太代表は1月25日の衆院本会議で、岸田文雄首相に対応を求めた。建設国債から初めて防衛関連予算に4343億円をあてる方針を政府が示していたためだ。歴代の政権が「公債を軍事目的に活用することは絶対に致しません」（1965年、佐藤栄作内閣の福田赳夫蔵相答弁）としてきた方針からの大転換となる。

憲法は財政について記した83条から91条の第7章で、予算や借金などの財政が国会の議決に基づくよう定める。国民主権に根ざす財政民主主義と呼ばれる。国会を重視することが求められるはずだが、今回の大転換は国会論戦の前に、昨年末に政府・与党の間で決めていた。

泉氏の質問に首相は淡々と答えた。「海上保安庁の船舶や空港、港湾等の公共インフラ整備が建設国債の発行対象であることを踏まえ、防衛省・自衛隊の施設整備や艦船建造を同様に建設国債の発行対象として整理することとした」

岸田政権は昨年末につくった国家安全保障戦略で「自衛隊と海保との連携強化」を掲げた。海保の施設や船の建造費が70年代から建設国債の対象となっているのだから、自衛隊の施設や船も対象にできるという理屈だ。

首相も、もともとは防衛財源に国債をあてることには慎重だった。検討を始めた一昨年後半には「国債でミサイルや戦闘機を買うなんて、平和国家の日本の矜持としてあり得ない」との考えを周囲に語っていた。

それでも、方針を大転換したのは、増税による財源確保に激しく反発する積極財政派議員に配慮したためだとみられている。昨年12月の自民党税制調査会では、防衛予算の財源について「国債でまかなうべき」「経済回復の途上にある。景気を冷え込ませるべきではない」との意見が出た。

戦後一貫して禁じ手だった建設国債による防衛費の調達は、安倍晋三元首相が主張していた。

昨年4月の派閥例会で、安倍氏は国債発行を禁じている財政法4条に言及し「戦後レジームそのものだ」と指摘。連合国軍総司令部（GHQ）の押しつけに由来する憲法と同様の枠組みであると主張した。

安倍氏と近かった西田昌司参院議員によると、西田氏が安倍氏に対して「GHQが日本に戦争をさせないよう財政に制限を加えた」との見解を伝えると、納得した様子だったという。

安倍氏の念頭には、大蔵省主計局司計課長を務めた平井平治氏が1949年に著した「財政法逐条解説」があった。平井氏は財政法4条は憲法9条とセットだとし、「憲法の戦争放棄の規定を裏書保証せんとするものであるともいい得る」と説明していた。

歴代政権は、この解釈を採用していないが、国会では、戦時中の戦費調達への反省に言及していた。「無原則かつ歯止めのない借金財政を戒めるために設けられたという意見は、私は否定しない」（橋本龍太郎蔵相）などの答弁だ。

一方、実際には財政赤字を補うため、赤字国債を期限つきの特例法を作って発行する手法が1965年に始まり、今では常態化している。国債全体の発行額は毎年数十兆円で、債務残高は国内総生産（GDP）比2倍を超え、主要先進国で最悪の水準となっている。

財務省幹部は「いまさら財政法で防衛費に歯止めをかけるべきだと言っても……」とあきらめ顔だ。

憲法と財政法に詳しい片桐直人・大阪大学教授は「国債発行の歯止めとしての財政法の機能は風前のともしびだ」と指摘する。その上で「財政民主主義において政府には自らの選択の意味を説明する義務があるが、今の国会で果たしているとは言い難い。説明責任とは、ただ言えばいいのではなく、聞いた人の納得が得られて初めて果たしたことになる」と話す。

（手塚豊朗）

国の借金は戦時中より増えている（対GDP・GNP比）
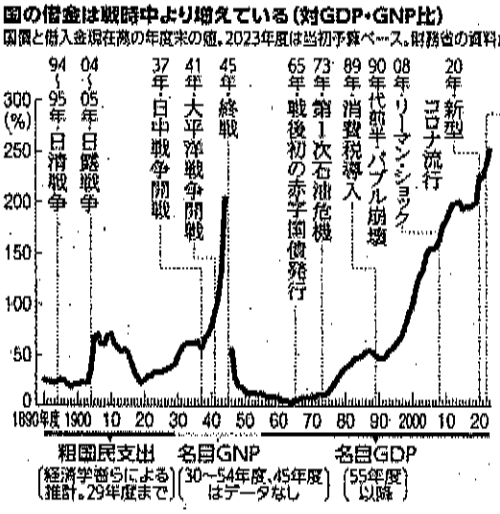
国債と借入金残高の年度末の値。2023年度は当初予算ベース。財務省の資料から